平成２９年（フ）第３０号
（前住所）東京都稲城市平尾1049番地５
破産者　秦野　智子（旧姓杉本）
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
川崎市宮前区馬絹606番地　横山方
破産者　吉田　和夫
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目15番30―402号
破産者　福嶋　貴大
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
川崎市宮前区土橋２丁目10番地２　ヴィラ鷺沼　302
破産者　山口　佳祐
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
富山市赤田692番地４、開始決定時の住所富山市鍋田25番29―113号　センナリⅡ
破産者　田村　義之
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿
破産者　下平　英和
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４２６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋1423番地　徳谷アパート202号、開始決定時の住所名古屋市中川区野田２丁目198番地　ホーメストＮＯＤＡ３Ｂ
破産者　村上　　幸
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９３号
名古屋市中川区野田２丁目231番地、従前の住所名古屋市中川区上高畑２丁目129番地　キャッスルリンクＣ（西）号室
破産者　梅村　亮介
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４６号
愛知県半田市大和町１丁目69番地の３、従前の住所愛知県半田市瑞穂町６丁目３番地の４
破産者　堀田　裕人
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４７号
愛知県半田市大和町１丁目69番地の３、従前の住所愛知県半田市瑞穂町６丁目３番地の４
破産者　堀田　由佳
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７０号
愛知県瀬戸市西長根町55番地　パレスコンフォート403号
破産者　Ｄｉｎｉｎｇ　Ｃａｆｅ　Ｂｅｒｒｙこと　秋田　　真
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９８号
名古屋市北区大我麻町22番地１　Ｆｉｏｒｅ202号室、住民票上の住所名古屋市西区清里町69番地の89　比良荘東３棟301号
破産者　清水茂斗子こと囲碁サロン光こと　安田　香恵（旧姓清水）
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
京都府亀岡市下矢田町東法楽寺55番地17
破産者　矢部　　孝
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
広島市佐伯区杉並台47番地11
破産者　大久保信一
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９号
広島市南区宇品西２丁目３番７―302号、開始決定時の住所広島市南区宇品海岸３丁目８番46―202号
破産者　宮井　健雄
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５号
広島市安佐北区可部６丁目11番30―203号
破産者　近藤しのぶ
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３８号
広島市西区田方２丁目39番11号
破産者　鉄板焼き　さんちぇこと　青野　　英
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２号
福岡県久留米市青峰１丁目６番2555号
破産者　加藤　康祐
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部